第５期（令和６年度～令和８年度）

鳥インフルエンザ見舞金制度基本契約書

一般社団法人愛知県養鶏協会（以下「甲」という）と＿＿＿

（別途納付金）

第　３条　新規に加入した者（以下「新規加入生産者」という）及び第１条で定めた年次契約羽数（以下「今年度羽数」という）が前事業年度の年次契約羽数（以下「前年度羽数」という）を上回っている者（以下「羽数増加入生産者」という）は当該事業年度の契約に当たって、甲が定める別途納付金を新規加入者は今年度契約羽数に乗じた金額を、羽数増加入者は増加した羽数に乗じた金額を加算して当該事業年度の９月末日までに納付するものとする。

（見舞金の請求）

第　４条　乙に鳥インフルエンザが発生し、殺処分措置を受けた場合は、甲が提示する見舞金支払い申請書に必要事項を記入し、殺処分指示書の写しを添えて請求するものとする。

２　鳥インフルエンザが発生して乙が移動制限措置及び搬出制限措置を受け、経済的被害を受けた場合は、甲が提示する見舞金支払い申請書に乙を管轄する家畜保健所が提示する移動制限措置の及び搬出制限措置指示書の写しもしくは移動制限措置及び搬出制限措置の連絡を受けた状況を記述したものを添えて提出するものとする。

（見舞金支払い）

第　５条　甲は、乙に鳥インフルエンザが発生し、殺処分措置を受けた場合には、甲が定める見舞金を殺処分が完了した日から４５日を目途に支払うものとする。

２　見舞金の支払い金額は、殺処分措置羽数か契約羽数いずれか少ない羽数を優先とし、１羽当たりの１年間掛け金に１０を乗じた金額とするものとする。

３　鳥インフルエンザが拡大し、殺処分羽数が大羽数に上り、１羽当たり１年間掛け金に１０を乗じた金額が支払えない場合は、見舞金財源額に０．９を乗じた金額を限度額として全殺処分羽数で除して算出した金額を支払うものとする。

４　鳥インフルエンザの発生で乙が移動制限措置及び搬出制限措置により経済的被害を受けた場合には１年間掛け金の1/2相当額を見舞金として支払うものとする。

ただし、前３項の適用がされた場合は甲と乙とで協議し、支払いをしないこともありうるものとする。

（掛け金の返還）

第　６条　甲は基本契約期間内に納付された掛け金は返還しないものとする。

ただし、乙に転廃業等やむを得ない事態が生じた場合には、それまでに払込みされた掛け金より見舞金制度で支払われた見舞金額を差し引いた支払い準備金を全契約羽数で除して算出した財源額の1/2を上限として、理事会の議決を経て返還するものとする。

（契約の解約）

第　７条　この契約は年次契約として締結されるものとし、年度途中での解約はしないものとする。

ただし、基本契約期間内にあって、当該事業年度の９月末日までに年次契約が締結されない場合は基本契約は解約されたものとする。

（支払い準備金と運用）

第　８条　鳥インフルエンザ見舞金制度の支払準備金は、加入生産者の契約掛け金及び前年度から繰り越された支払準備金並びに支払準備金から生じた利息で構成する。

２．当該制度に賛同し、運用目的で寄与された賛助会費等の支援金は支払準備金に組み入れるものとする。

３．甲が別に定める鳥インフルエンザ見舞金制度事業実施要綱及び要領に準じ、理事会の議決を経て運用するものとする。

（掛け金の減額及び免除）

第　９条　基本契約期間内に鳥インフルエンザが確認されなかった場合若しくは確認されても少羽数で、見舞金支払いが少額で、支払い準備金が２ヶ年の契約掛け金総額を上回る場合には、次年度の契約掛け金の減額又は免除し、前事業年度と同等の契約がなされたものとする。

ただし、羽数増加入生産者の増加羽数と新規加入生産者は除くものとする。

（残余金の返還）

第１０条　基本契約期間が終了する年度末において、支払い準備金に契約掛け金の残余金がある場合には当該年度契約羽数に相当する金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

２　翌事業年度繰越金額を差し引いても契約掛け金の残余金がある場合は、無事戻し金として基本契約期間の契約羽数に応じて返還する事ができるものとする。

（関係機関の調査等への協力）

第１１条　乙は、甲又は県等関係機関が鳥インフルエンザ見舞金制度の実施に関し、必要事項の調査、書類等の閲覧を行う場合には、これに協力するものとする。

（合意管轄）

第１２条　この契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

（その他）

第１３条　この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、甲の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（事務手続等）

第１４条　契約事務手続きは甲乙間で行う。ただし、乙から事務手続き代行を依頼された生産者団体（愛知県経済農業協同組合連合会、知多養鶏農業協同組合、豊橋市養鶏農業協同組合等）との間で契約事務手続きを行うことができるものとする。

（契約期間）
第１５条　本契約の有効期間は令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。ただし、事業の廃止その他県の指導があった場合はこの限りではない。

以上契約の証として、本契約書２通を作成し、甲、乙各１通を保管するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　愛知県豊橋市つつじが丘３丁目４－１
豊橋市養鶏農業協同組合内
一般社団法人　愛知県養鶏協会
代表理事　　齋　藤　利　明　　㊞

乙　加入生産者
住　所

法人名

氏名又は法人代表者名　　㊞

令和８年度鳥インフルエンザ見舞金制度年次契約書

一般社団法人愛知県養鶏協会（以下「甲」という）と＿＿＿

（契約期間）
第　２条　この契約の有効期間は、令和９年３月３１日までとする。

（掛け金）
第　３条　本年度の鳥インフルエンザ見舞金制度の掛け金の単価は次の表のとおりとする。

家きんの種類及び区分	単　価
採卵鶏（育成鶏含む）	１羽当たり　２　円
種　鶏（育成鶏含む）	１羽当たり　２　円
肉用鶏	１羽当たり　１　円
うずら（育成鶏含む）	１羽当たり　０．４　円
その他（　　）	１羽当たり　１　円

（見舞金の請求）
第　４条　乙に鳥インフルエンザが発生し、殺処分措置を受けた場合は、甲が提示する見舞金支払い申請書に必要事項を記入し、殺処分指示書の写しを添えて請求するものとする。

２　鳥インフルエンザが発生して乙が移動制限措置及び搬出制限措置を受け、経済的被害を受けた場合は、甲が提示する見舞金支払い申請書に乙を管轄する家畜保健所が提示する移動制限措置及び搬出制限措置の指示書の写し、もしくは移動制限措置及び搬出制限措置の連絡を受けた状況を記述したものを添えて提出するものとする。

（見舞金支払い）
第　５条　殺処分措置を受けた加入生産者に支払う見舞金は、１羽当たり１年間掛け金単価×１０を殺処分措置羽数か契約羽数いずれか少ない羽数に乗じた金額を上限とする。

２　移動制限措置及び搬出制限措置により経済的被害を受けた加入生産者に支払う見舞金は、１羽当たり１年間掛け金単価×１/２を契約羽数に乗じた金額を上限とする。

（契約の解約）
第　６条　この契約は甲と乙の間の基本契約が解約された場合は、効力を失うものとする。

以上契約の証として、本契約書２通を作成し、甲、乙各１通を保管するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　愛知県豊橋市つつじが丘３丁目４－１
豊橋市養鶏農業協同組合内
一般社団法人　愛知県養鶏協会
代表理事　　齋　藤　利　明　　㊞

乙　加入生産者
住　所

法人名

氏名又は法人代表者名　　㊞